【公開版】

提出年月日	令和 2 年 3 月 13 日 R6
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における新規制基準に対する適合性

安全審査　整理資料

平和利用

目　次

１章　基準適合性

１．指定の基準への適合性

１．１　再処理の事業の目的

１．２　使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

２章 補足説明資料

令和２年３月 13 日　R5

１章　基準適合性

１．指定の基準への適合性

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第四十四条の二では，以下の要求がされている。

（指定の基準）

第四十四条の二　原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。 一　再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

１．１　再処理の事業の目的

平成30年７月に閣議決定されたエネルギー基本計画において，核燃料サイクル政策については，我が国は，資源の有効利用，高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から，使用済燃料を再処理し，回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針とし，具体的には安全確保を大前提にプルサーマルの推進等を進めることが明確化されている。この政府の方針に基づいて，当社で行う再処理の事業は，エネルギー資源の乏しい我が国にとって大きな意義がある。

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」では，使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な資金を安定的に確保できるよう，拠出金制度及び認可法人制度の創設を明確化するとともに，使用済燃料再処理等実施中期計画の策定等について規定している（補足説明資料１－１）。また、使用済燃料再処理等実施中期計画は，同法の規定により，使用済燃料再処理機構が定め，経済産業大臣の認可を受けなければならないとされている（補足説明資料１－１）。なお，同法の附帯決議において，経済産業大臣が認可する際には，原子力委員会の意見を聴くものとされている

（補足説明資料１－２）。

当社の再処理の事業は，使用済燃料から回収されるウラン及びプルトニウムを原子炉の燃料として平和の目的に利用するため，国内の原子力発電所で生じる使用済燃料を再処理するものであり，さらに，使用済燃料に含まれる放射性廃棄物を適切に管理及び貯蔵することをも目的とした原子燃料サイクルの要となる事業である（補足説明資料１－１０）。

以上のことを踏まえ，当社は，引き続き従来どおり，「原子力基本法」にのっとり，厳に平和利用に限り再処理事業を行う。また，当社が行う再処理事業は，「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に基づき使用済燃料再処理機構が行う業務の一部が委託されたものであり，使用済燃料再処理機構と当社において締結した使用済燃料再処理役務委託契約に基づき実施するものである。その実施においては，「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第45条第１項（補足説明資料１－１）に基づいて策定される使用済燃料再処理等実施中期計画に基づく（補足説明資料１－３、補足説明資料１－４）とともに，平成30年７月に原子力委員会決定された「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（補足説明資料１－５）を踏まえるものとする。

このような目的に沿って，安全性を最優先とし，再処理施設を建設運転するとともに国際約束の実施のために必要な措置を講ずることにより，再処理の事業の確立を図る。

再処理事業に係る関係者の関係図を補足説明資料１－６に示す。また，使用済燃料再処理機構との再処理役務契約に基づく業務内容を補足説明資料１－８に示す。

【補足説明資料１－１】

【補足説明資料１－２】

【補足説明資料１－３】

【補足説明資料１－４】

【補足説明資料１－５】

【補足説明資料１－６】

【補足説明資料１－８】

【補足説明資料１－１０】

１．２　使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

使用済燃料から分離されたウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物は，原子炉の燃料として平和の目的に限り利用するために，使用済燃料再処理機構との使用済燃料再処理役務委託契約に基づき特定実用発電用原子炉設置者に引渡す。

引渡しは再処理施設において行うが，具体的な方法については特定実用発電用原子炉設置者と協議を行う。また，引渡しを行うまでの間再処理施設において一時保管する（補足説明資料１－９）。

なお，特定実用発電用原子炉設置者とは，「原子炉等規制法」第43条の３の５第２項第８号に掲げる使用済燃料の処分の方法として再処理する旨を記載して同条第１項の許可を受けた実用発電用原子炉の設置者をいう（補足説明資料１－７）。

【補足説明資料１－７】

【補足説明資料１－９】